

経済産業公報，電気新聞及びホームページ 公告文

電気設備の技術基準の解釈の改正要請及び民間規格の策定の審議について

日電規委 18 第 031 号
平成 18 年 11 月 22 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、下記のとおり、電気設備の技術基準の解釈（以下「電技解釈」という）の改正要請を審議・評価し、経済産業省原子力安全・保安院に改正要請を行うこと、及び民間規格である JESC 規格の策定し、活用を同原子力安全・保安院へ要請を行うことの審議を予定しておりますので、お知らせいたします。

ご意見のある方は理由を付して文書でご提出下さい。

1. 件名

- (1) JESC 規格「自家用電気工作物保安管理規程」(案)の策定審議と活用要請について
- (2) 「電技解釈」第 94 条【低圧屋上電線路の施設】に係る改正要請について
- (3) 「電技解釈」への【白熱電球用特別低電圧照明システムの施設】に係る規定の追加要請について

2. 案件の趣旨・目的，内容等について

- (1) JESC 規格「自家用電気工作物保安管理規程」(案)の策定審議と活用要請について
 - a. 規格案及び引用要請を策定した委員会
(社)日本電気協会の需要設備専門部会
 - b. 規格案及び引用要請の趣旨，目的，内容等

自家用電気工作物の保安確保は、設置者の自主保安を基本として、保安規程を定め、電気主任技術者を選任し、実施することとなっておりますが、保安確保の第一義的な責務を負っている自家用電気工作物の設置者はもとより、電気主任技術者、保安管理業務受託者等、電気保安にかかわる関係者のそれぞれの職責に応じて、適切に行われることが必要です。

そのため、設置者、電気主任技術者、保安管理業務受託者等、自家用電気工作物の保安確保に係わる関係者に対し、保安管理の適切性を確認できる要件等を定めた民間規格を策定したもので、また、その活用を原子力安全・保安院へ活用を要請するものです。

本規程は、以下のとおり、大きく 3 部構成とし、「規定」と「解説」に区分して記載しています。

序 章：目的，適用範囲，用語

第 1 章：自主保安体制

電気事業法では、自家用電気工作物の保安は、設置者の自主保安を基本としつつ、技術基準の遵守義務、保安規程の制定・届出、電気主任技術者の選任等、保安確保に必要な最低限の事項を定めていることから、それらを踏まえた基本的事項を規定した。

第2章：電気保安業務

自家用電気工作物の保安確保のために、電気主任技術者、保安管理業務受託者等が行う、設備保安に係る具体的な事項（巡視・点検・検査等）、設備更新の考え方、作業安全、保安の記録等に関する事項を規定した。

(2) 「電技解釈」第94条「低圧屋上電線路の施設」の改正要請について

a. 改正要請を策定した委員会

(社)日本電気協会の需要設備専門部会

b. 改正要請の趣旨、目的、内容等

低圧屋上電線路は、建物の大型化や屋上スペースの有効利用の観点から、屋上に施設される電線路であり、その施設例としては、屋上にキュービクル式受電設備を施設し、そこから同一建物に施設された変圧器室へ至る400V級の幹線の屋上部分や、同一構内において他の建物へ電気を供給する電路の屋上部分等があります。

現行の「電技解釈」第94条では、ケーブル工事による低圧屋上電線路の施設方法として、「ちょう架用線によって施設する施設方法」及び「堅牢な管又はトラフに収める施設方法」の2種類が規定されていますが、施工性や保守管理性に優れたケーブルラックを使用した施設方法が規定されていないことから、ケーブルラックによる低圧屋上電線路の施設が可能となるよう「電技解釈」の改正を要請するものです。

(3) 「電技解釈」への【白熱電球用特別低電圧照明システムの施設】に係る規定の追加要請について

a. 改正要請を策定した委員会

(社)日本電気協会の需要設備専門部会

b. 改正要請の趣旨、目的、内容等

白熱電球用特別低電圧照明システム（以下「特別低電圧照明システム」）は、造営材等に施設した裸線（又は被覆線）に白熱電灯を支持して使用する照明設備で、電気回路としては、一般の単相100V回路に接続し、1次側、2次側が絶縁された専用の電源装置により、使用電圧24V以下で白熱電灯に電気を供給する非接地回路となっています。

特別低電圧照明システムの性能等については、IEC規格の整合JISとして、JIS C8105-2-23「照明器具 - 第2-23部：白熱電球用特別低電圧照明システムに関する安全性要求事項」及びJIS C0364-7-715「建築電気設備 - 第7-715部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項 - 特別低電圧照明設備」が発行されていますが、現行の「電技解釈」には、この特別低電圧照明システムに関する具体的かつ統一された施設基準は規定

されていません。

このような状況を踏まえ、国内で使用される特別低電圧照明システムの安全確保を図るため、「電技解釈」に、特別低電圧照明システムの施設に係る規定の追加を要請するものです。

3. 民間自主規格発行及び改正要請の提出予定

平成19年1月以降

4. 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で閲覧が可能です。また、郵送による資料の送付も行っていますので、お問い合わせ下さい。ただし、複写代及び郵送料の実費をご負担下さい。

(問い合わせ先、意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局((社)日本電気協会内)

電 話 :03-3216-0553 内線 270

Fax :03-3214-6005

E-mail :staff@jesc.gr.jp

所在地 :〒100-0006

東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビルヂング北館4F

5. 意見提出期間

受付開始日 平成18年11月22日(水)

受付終了日 平成18年12月25日(月)

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先(住所、電話番号、Fax 若しくは電子メールアドレス)を明記し、書面若しくは電子メールにて提出くださるようお願いいたします。

また、頂きましたご意見等につきましては、連絡先を除きすべて公開される可能性があることをご了承下さい。

備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格策定機関として平成9年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。